

◆京都の労働メールマガジン 第37号◆

発行 2021年9月24日

京都の労働メールマガジンでは、京都府の労働施策やイベント、セミナーの情報等を月1回発信します。是非、ご登録ください。

—☆☆☆今月のCONTENTS☆☆☆—

- 【1】 「京都府生涯現役クリエイティブセンター」リカレント教育のご案内
- 【2】 京都府最低賃金が改正されますー時間額937円 令和3年10月1日発効ー
- 【3】 10月1日から7日は「全国労働衛生週間」です

【1】 「京都府生涯現役クリエイティブセンター」リカレント教育のご案内

京都府生涯現役クリエイティブセンターでは、働く方に向けて、生涯にわたり生きがいをもって働き続けるための確実な知識と、学び・働くことへの意欲の両方の獲得を目指すリカレント教育を提供しており、現在は、以下の3コースで募集を行っています。

1 “ReBorn” キャリアのブラッシュアップコース

自身の企業の強みをマーケティング、マネジメント、財務の視点から学び、その強みを活用して付加価値に変えることができる能力の修得をめざす研修です。

2 ニューフロンティア挑戦コース

中小企業の課題に対し、PBL手法を用い、受講者（少人数）がチームで解決策の検討に取り組み、自身のスキル・能力の活用・研鑽につながります。

3 シニアベンチャー育成コース

セカンドキャリアとして起業を目指す人を対象とした研修。とくに技術系（理工系）の方を中心に、イノベーションの実践による起業を学びます。

・詳しくは、京都府生涯現役クリエイティブセンターのホームページをご確認ください。

<https://recurrent-kyoto.com/training/#training>

お問合せは、京都府生涯現役クリエイティブセンター 電話：075-741-8600

【2】 京都府最低賃金が改正されますー時間額937円 令和3年10月1日発効ー

京都府最低賃金は、セーフティーネットとして、京都府内のすべての使用者及び労働者に適用されます。

パートタイマー、アルバイト、臨時、嘱託などの雇用形態の別なく適用されます。

なお、特定の産業については、京都府最低賃金より高い金額で、特定（産業別）最低賃金が定められている場合がありますので、京都労働局ホームページをご確認ください。

・令和3年度 京都府の最低賃金一覧表

<https://jsite.mhlw.go.jp/kyoto-roudoukyoku/content/contents/000952914.pdf>

- ・最低賃金制度については、厚生労働省ホームページの特設サイトをご確認ください。
<https://pc.saiteichingin.info/>

お問合せは、京都労働局 賃金室 電話：075-241-3215

【3】10月1日から7日は「全国労働衛生週間」です

全国労働衛生週間は、国民の労働衛生に関する意識を高揚させ、職場における自主的な労働衛生管理活動を通じて労働者の健康確保につなげるため、昭和25年から厚生労働省の主唱により実施されているもので、72回目を迎える本年度は、「向き合おう！こころとからだの健康管理」をスローガンに、また、副スローガンを、「うつらぬうつさぬルールとともに みんなで守る健康職場」とし、この週間を契機に、職場における新型コロナウイルス感染症拡大防止の徹底を呼びかけます。

- ・詳しくは厚生労働省のホームページをご覧ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_19768.html

発行者：京都府商工労働観光部 労働政策課

電話：075-414-5088

FAX：075-414-5092

メール：rodoseisaku@pref.kyoto.lg.jp

※無断転載・転写・コピー・転送等をご遠慮願います。